

宮城県公報

行 城 宮
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (水産林政総務課) 一
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (同) 二
- 保安林の指定施設要件の変更 (同) 二
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (同) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始(二件) (同) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 四
- 宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (選挙管理委員会) 八
- 政治団体の届出 八
- 政治団体の届出事項の異動届 八
- 政治団体の解散届 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分) 九

告 示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分)) 一〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分) 一一
- 資金管理団体の届出事項の異動届 一一
- 資金管理団体の指定取消し等の届出 一一

○宮城県告示第六百六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人金上仁友会 金上病院	角田市角田字田町百二十三番地	令和二年七月十八日	令和五年七月十七日

○宮城県告示第六百六十七号

計量法(平成四年法律第五十二号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年 九月一日	東松島市	午前十時三十分から 午後二時まで	東松島市役所本庁舎駐車場
同 九月二日	東松島市	午前十時三十分から 午後二時まで	東松島市役所本庁舎駐車場
同 九月四日	東松島市	午前十時三十分から 正午まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
同 九月十四日	南三陸町	午前十一時から 午後二時三十分まで	南三陸町総合体育館(ベイ サイドアリーナ)
同 九月十五日	南三陸町	午前十一時から 午後二時三十分まで	南三陸町役場歌津総合支所

○宮城県告示第六百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
女川町区域（宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区）	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	令和二年六月二十六日	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜十五丁目十六番地 山神水産漁業生産組合 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜住宅七号 阿部 邦男	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六条に規定する漁業	二人

○宮城県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
 亘理郡山元町坂元字上山二の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
 字上山二の二（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第六百二十一号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 令和二年七月二十一日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年七月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 石巻雄勝線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市湊字不動沢二番一五地先から 同市大瓜字井内二番地先まで		A		B		C		上記A、B、 C、D及びE は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
		前	後	前	後	前	後	
E	D	C	A	C	B	A		
九・一 二・八	六・〇 二・八	五・〇 六・〇	四・五 一・〇	五・〇 六・〇	五・〇 六・〇	四・五 一・〇	八四二・六	
七九七・八	二一八・四	一六四・三	八四二・六	一六四・三	一四一・五			

○宮城県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市湊字不動沢二番一五地先から 同市大瓜字井内二番地先まで	令和二年 七月三十一日

○宮城県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	利府中イン ター線	塩竈市字石田三番五地先から 同市字伊保石五七番地先まで	令和二年 七月二十一日

○宮城県告示第六百二十六号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年七月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年七月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 山口 浩 徳

○宮城県告示第六百二十七号

鬼首土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年七月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年七月二十一日

宮城県北部地方振興事務所
所長 富田 政 則

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

令和二年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 給与支給システム開発等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。

3 履行期間 契約締結の日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 ISMS適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの認定をいずれも取得していること。

9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置させること。

10 給与支給システムに関する専門知識を有すること。また、令和二年六月一日現在、過去五年以内に都道府県又は政令指定都市において同規模の給与支給システムの開発又は保守運用の業務を履行した実績を有すること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。
(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ令和二年八月三日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班
(電話〇二二二二二二四七六)

2 入札説明書等の交付期間

令和二年七月二十一日(火) から令和二年八月十一日(火) まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和二年八月十一日(火) 午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成し、令和二年八月十一日(火) まで1あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

令和二年九月一日(火) 午後五時までに1あて提出すること。なお、入札金額内訳書(様式2)については5の入札書の提出期限までに提出すること。

5 入札書の提出期限

郵送の場合は配達証明付き書留郵便にて令和二年八月二十八日(金) 午後五時までに到着することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年九月二日(水) 午前十時三十分
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階
宮城県震災復興・企画部情報政策課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽

の申請を行った者のした入札並びに物品調達等に係る競争入札参加心得第9条に該当する入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案書作成要領で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Development of a salary payment system (1 set)
- 2 Period of Implementation : From contract settlement to March 31, 2026
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : September 2, 2020 (Wed), 10 : 30 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline for Bid Submission (mail) : August 28, 2020 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 6 Deadline for Bid Submission (online) : September 1, 2020 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 7 Contact Information : System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Tel.: 022-211-2476
- 8 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

給与支給システム開発等業務落札者決定基準

「給与支給システム開発等業務」(以下「本委託業務」という。)の委託に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。

一 選考方法

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札者を選考する。

1 本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。

2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書は次の場所で作付する。

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課 システム管理班

(電話)〇二二二二二二二二(二四七六)

二 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。

1 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たつての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書に記載している要求要件を満たしているかを判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利か否かについて審査する。

三 落札者の決定

1 技術提案書の評価要件

本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び2に掲げる要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

2 落札者の決定方法

本委託業務を履行できると知事が判断した者であつて、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。

イ 入札価格(契約総額)が予定価格の範囲内であること。

なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二人以上あるとき(同点のとき)

は次の順により決定する。

① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が異なる場合

技術提案評価点が高い者を落札者とする。

② 入札参加者それぞれの技術提案評価点、入札価格が同じ場合

四4による必須項目の技術提案評価点が高い者を落札者とし、それでも同じ場合は入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、三千五百点満点とし、うち技術提案評価点を二百点、価格評価点を千四百点とする。

四 評価基準

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書(以下「基準調書」という。基準調書は一2において配布する。)の評価項目ごとに行い、評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

2 価格評価点

価格評価点の評価は、予定価格に対する入札価格の割合に応じ、次に示す方法により、点数化し、合算する。この場合において生じた小数点以下の端数は切り捨てる。

価格評価点 価格点に配分された最高点数×(一ー入札価格/予定価格)

3 基準調書における評価項目の設定の観点

技術に関する評価は、提案内容の特徴、業務及び構築に係る方針、手法、機器の性能評価等により事業目的が達成可能かどうか、体制に関する評価は、提案された作業計画、当該計画に応じた要員計画、業務の統括管理、これまでの業務実績等に基づき本委託業務の遂行が可能かどうかを評価する。

4 基準調書における評価項目

次のとおり評価項目を定めるものとする。実際の評価に当たっては、基準調書における評価項目ごとに評価基準を定め、点数配分に応じて得点を付与する。

イ 全般

ロ システム要件

ハ 開発要件等

ニ 運用保守要件

5 評価基準

評価基準については、以下の配点方法を採用する。

なお、各評価項目の点数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
イ 判定方式

基本的に項目毎にAからEの評価基準に基づき点数配分に応じて得点を付与する。

- ① A 非常に優れている (一〇〇パーセント)
- ② B 優れている (八〇パーセント)
- ③ C 標準的である (五〇パーセント)
- ④ D やや不十分である (二〇パーセント)
- ⑤ E 記載不足又は記載なし (〇パーセント)

五 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとする。ただし、必要に応じ技術提案書、附属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

- 1 書面審査 技術提案書及び附属資料の内容を確認する。
- 2 対面審査 書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。
- 六 その他

1 対面審査においては、以下のとおり実施するもの。

イ 日時 令和二年九月十日(木) 午前九時から午後五時までのうち、最大四十分(発注者からの質問時間なども含む。)とする。

ロ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課

ハ 出席人数 出席者は五人以内とする。

2 不明、錯誤等の無効

入札をした者は、入札後において、入札説明書、技術提案書作成要領、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び附属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

教育委員会

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「以下「情報通信技術利用条例」という。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

武田あきら後援会 武田 暁 武田 恵子 角田市尾山字横町二七 令和二年六月八日

○宮選管告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岩沼市支部	村上 智行	会計責任者	佐藤 淳一	村上 智行	令和二年六月一日
自由民主党宮城県宅建政治連盟支部	早坂 隆	代表者	早坂 隆	本間 裕治	令和二年五月二十七日
自由民主党桃生支部	千田 直人	主たる事務所の所在地	石巻市桃生町太田字薬田一八三―五	石巻市桃生町新田字東町三二―五	令和二年六月五日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石田一也後援会	石田 一也	主たる事務所の所在地	仙台市太白区富沢南一―二三―五	仙台市太白区富沢一―五―一〇	令和二年六月一日
改革みやぎネットワーク	伊藤 信幸	会計責任者	早坂 英男	野村 守正	令和二年六月二十六日
富県みやぎネットワーク	伊藤 信幸	会計責任者	早坂 英男	野村 守正	令和二年六月二十六日
宮城県隊友政治連盟	相楽 允	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区平成一―二―二五	仙台市宮城野区苦竹一―七―二五	平成三十年十月二十三日
宮城県宅建政治連盟	早坂 隆	代表者	早坂 隆	本間 裕治	令和二年五月二十七日
宮城県トラック事業政治連盟	庄子 清一	代表者	庄子 清一	須藤 弘三	令和二年五月二十六日
村井嘉浩後援会	村井 嘉浩	会計責任者	早坂 英男	野村 守正	令和二年六月二十六日
村上英人と「明日の蔵王を創る会」	佐藤 秀一	代表者	佐藤 秀一	齋藤 孝吉	令和二年四月一日
豊かで元気な丸森を創る会	大槻 孝雄	会計責任者	齋藤 正久	齋藤 次雄	令和二年二月二十三日
○宮選管告示第七十号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					
令和二年七月二十一日					

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆川 章太郎

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
	岡崎哲也後援会	小野 森政	令和元年十二月一日
	齊藤秀行後援会	齊藤 秀行	令和二年三月三十一日
	菅原正剛後援会	山田 悦郎	平成三十年十二月三十日
	武田あきら後援会	武田 暁	令和二年三月三十一日
	多様な価値を創造する新都市経済研究会21	伊藤 優太	令和元年十二月三十一日
	西田嘉博後援会	白木 敏夫	令和元年十二月二十七日
	平渡高志後援会	小川 清一	令和元年十二月三十一日
○宮選管告示第七十一号			
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。			
令和二年七月二十一日			
宮城県選挙管理委員会 委員長 皆川 章太郎			
(資金管理団体)			
武田あきら後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 武田 暁			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員			
報告年月日 2. 5. 7 (2. 3. 31解散)			
1 収入総額 651,136			
前年繰越額 651,136			
2 支出総額 0			
(その他の政治団体)			
齊藤秀行後援会			
報告年月日 2. 5. 26 (2. 3. 31解散)			
1 収入総額 4,424			
前年繰越額 4,424			
2 支出総額 0			

<p>菅原正剛後援会 報告年月日 2. 6. 16 (30. 12. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>多様な価値を創造する新都市経済研究会2 1 報告年月日 2. 3. 31 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 5,525,000 前年繰越額 5,525,000 2 支出総額 5,525,000 3 支出の内訳</p> <p>経常経費 2,400,000 人件費 2,400,000 政治活動費 3,125,000 組織活動費 170,640 その他の経費 2,954,360</p> <p>○阿部謙一郎氏(長十一年) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その経過を次のとおり公表する。</p> <p>令和二年七月二十一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 柴 川 章太郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体) 武田あきら後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 武田 曉 資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員 報告年月日 2. 5. 7 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 651,136 前年繰越額 651,136 2 支出総額 0</p>	<p>(その他の政治団体) 岡崎哲也後援会 報告年月日 2. 3. 24 (1. 12. 1解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>齊藤秀行後援会 報告年月日 2. 5. 26 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 4,424 前年繰越額 4,424 2 支出総額 0</p> <p>多様な価値を創造する新都市経済研究会2 1 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号 公職の候補者の氏名 伊藤 優太 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 2. 5. 29 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>西田嘉博後援会 報告年月日 2. 3. 9 (1. 12. 27解散)</p> <p>1 収入総額 149,579 前年繰越額 40,579 本年収入額 109,000 2 支出総額 125,327 本年収入の内訳</p> <p>3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 109,000 市政報告会並びに懇親会 109,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 12,736 備品・消耗品費 12,736 政治活動費 112,591 組織活動費 10,140</p>
---	--

機関紙誌の発行その他の事業費 102,451
 その他の事業費 102,451

平渡高志後援会
 報告年月日 2. 6. 19 (1. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

武田あきら後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 武田 暁

資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員

報告年月日 2. 6. 8 (2. 3. 31解散)

- 1 収入総額 651,136
 前年繰越額 651,136
- 2 支出総額 0

（その他の政治団体）

齊藤秀行後援会

報告年月日 2. 5. 26 (2. 3. 31解散)

- 1 収入総額 4,424
 前年繰越額 4,424
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石田 一也	石田一也後援会	主たる事務所の所在地	仙台市太白区富沢 南一―二三―五	仙台市太白区富沢 一―五―一〇	令和二年六月一日

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和二年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

（一）法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
武田 暁	武田あきら後援会	令和二年三月三十一日